

いざという時に備えて/

平常時から地域で活用できる

「避難行動要支援者名簿」

をご存じですか？



「避難行動要支援者名簿」
って、どんなもの？



災害時の避難に支援が必要な方(避難行動要支援者)を登載した名簿です。
京都市では、「京都市避難行動要支援者名簿の情報の提供等に関する
条例」に基づき、お住まいの地域への情報提供に同意いただいた方(＝不同
意の意思を示した方以外)を登載した「避難行動要支援者名簿」を作成し、
普段から地域でこの名簿を活用して、支援を必要とする方の把握、日頃から
の声掛けや見守り活動に役立てます。

また、避難行動要支援者全員を登載した名簿を行政で保管し、災害
発生時には地域の避難所運営協議会等に提供できる体制を整えているほか、
住所、氏名などの基本情報のみを掲載した名簿を、厳格な守秘義務のもと
地域包括支援センターや民生児童委員に提供しています。

同意された方も、地域の方々と積極的にコミュニケーションを取るよう
心掛けていただくことが、いざという時の安心につながります。

なお、災害時には、避難支援を行う方やそのご家族の安全が確保された
うえで、可能な範囲で支援を行います。

※支援を行う方も被災している可能性があり、速やかな避難支援が難しい
場合もあります。また支援者が法的責任や義務を負うものではありません。

市内にお住まいで次のいずれかの方が
対象となります。(施設等入所者は除く。)

- 要介護3以上の方
- 65歳以上で要介護1・2の方及び要支援1・2の方のうち、
一人暮らしの方など(※)
- 身体障害者手帳1級・2級の方及び療育手帳A判定の方のうち、
一人暮らしの方など(※)
- 障害支援区分4以上の方
- 本市の緊急通報システム事業を利用されている方
- 65歳以上で一人暮らしの方(同意のあった方) など

(※)これらの方のみ、又はその他の避難行動要支援者に該当する方のみと同居している方を含みます。

どんな人が名簿に
載っているの？

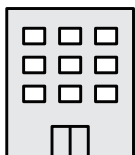


Q どんな内容が登録されるの？

A 住所、氏名、性別、生年月日、電話番号、身体の状態（介護度や障害支援区分、障害者手帳の種類等）、暮らしの状態（独居等）、世帯主の氏名、緊急連絡先などが提供されます。



Q どんなところに提供されるの？



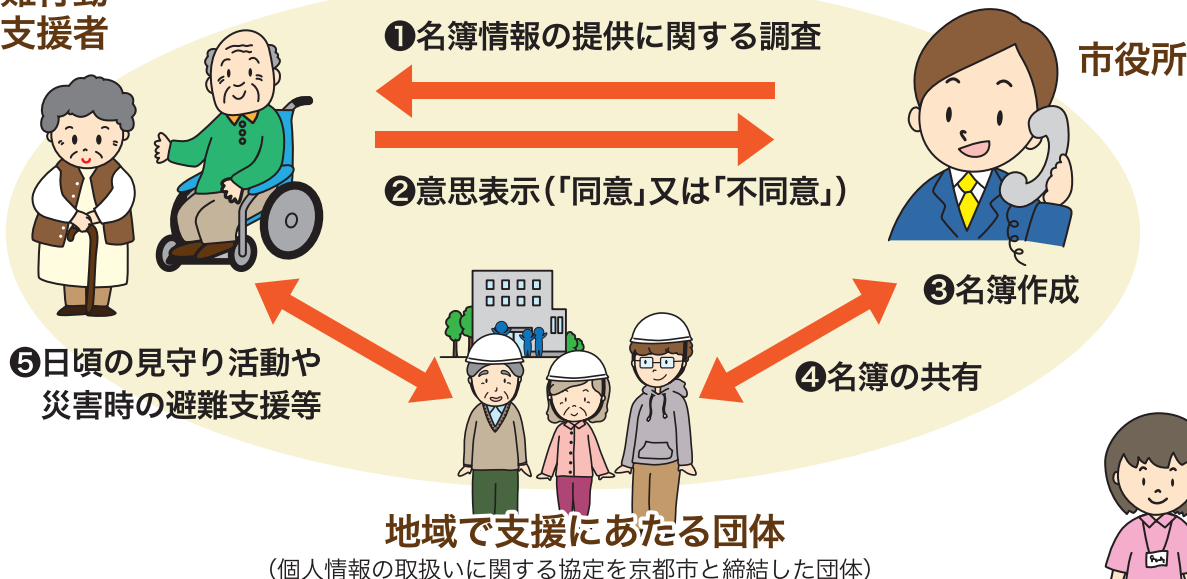
A 地域包括支援センター、障害者地域生活支援センター、障害者福祉団体、各学区民生児童委員協議会、各学区社会福祉協議会、地域で避難行動等において中心的な役割を担う団体（学区単位の自主防災会など）に提供されます。

※この他、個人情報の取扱いに関する協定を結んだ団体に提供する場合があります。

Q 提供した個人情報の取扱いは？

A 名簿を提供する全ての団体と、この活動の目的以外に情報を使用しないことや厳格な情報管理等を定めた協定を締結します。情報の提供を受けた方は、災害対策基本法及び本市条例により守秘義務が課せられます。

避難行動要支援者



お問合せ先

- 京都いつでもコール（年中無休8時～21時）
電話：075-661-3755 FAX：075-661-5855
- 京都市保健福祉局保健福祉部保健福祉総務課
電話：075-222-3360 FAX：075-222-3386

●「京都市避難行動要支援者名簿の情報の提供等に関する条例」についてのホームページを作成しています。



京都市は持続可能な開発目標(SDGs)を支援しています。



この印刷物が不要になれば「雑がみ」として古紙回収等へ！



保健福祉局保健福祉部保健福祉総務課
京都市印刷物 第034718号
発行：令和4年1月